

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表一件

福島県監査委員

監査公表第22号

令和3年8月20日監査公表第17号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年11月26日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和
3教財第874号
令和3年9月30日

福島県監査委員 星 公正
福島県監査委員 佐久間 俊男 様
福島県監査委員 佐竹 浩和
福島県監査委員 高橋 宏和

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和3年8月5日付け3福監第225号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 原町高等学校
監査対象年度 令和元年度、令和2年度
監査実施年月日 令和3年6月9日

指摘・勧告事項	措置状況
「指摘事項」	（原因）

<p>報酬、報償費及び旅費の支払いについて、牽制体制が機能しておらず、事務手続に著しく適正を欠いたため、支出事務に重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>1 令和元年5月分から同年11月分までの部活動指導員Aの報酬429,339円について、翌月の定められた日に支払うべきところ、同年12月13日に支払っている。</p> <p>2 進路講演会、福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成トップリーダー研修会及び特別講習会の講師に対する報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っている。</p> <p>(1) 進路講演会 開催日 平成31年4月27日 支払日 令和2年1月16日 報償費額 28,100円 旅費額 5,240円</p> <p>(2) 福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成トップリーダー研修会 開催日 令和元年8月6日及び同月7日 支払日 令和2年1月10日 報償費額 40,000円（20,000円×2日） 旅費額 2,300円</p> <p>(3) 特別講習会 開催日 令和元年8月17日 支払日 令和2年1月16日 報償費額 160,000円（20,000円×8講座） 旅費額 44,280円（19,480円、19,560円、5,240円）</p> <p>「是正又は改善の意見」 報酬、報償費及び旅費の支出に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。</p>	<p>今回の事案においては、担当者の業務管理が不十分で事務処理漏れ対策がなされておらず、関係規程の理解が不足しており、文書の管理も適切ではありませんでした。</p> <p>管理者においても、組織的なチェックや進行管理が不十分でした。</p> <p>（処理状況） 令和元年12月13日に部活動指導員Aの5月分から11月分の報酬を一括して支払いました。</p> <p>令和2年1月10日に福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成トップリーダー研修会の報償費及び旅費を支払いました。</p> <p>令和2年1月16日に進路講演会、特別講習会の報償費及び旅費を支払いました。</p> <p>（今後の対応） 組織内での情報共有と関係規程への理解を高めることにより、必要な事務処理を確認しながら進めます。</p> <p>適切な文書管理体制と組織的なチェック体制を構築し、関係規程に基づいた迅速な事務処理がなされるよう進行管理を行います。</p>
---	---

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 2 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和3年11月26日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

- 1 監査等の基準
 本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 2 監査等の種類
 財務監査
- 3 監査等の対象及び実施内容

(1) 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
総務部	令和2年度	令和3年10月12日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

(2) 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
危機管理部	令和2年度	令和3年10月13日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(3) 企画調整部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企画調整部	令和2年度	令和3年9月15日	星 公正	高橋 宏和	実地監査

(4) 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
生活環境部	令和2年度	令和3年10月13日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(5) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
保健福祉部	令和2年度	令和3年10月11日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(6) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
商工労働部	令和2年度	令和3年9月17日	星 公正	高橋 宏和	実地監査

(7) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部	令和2年度	令和3年9月16日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査
水産事務所	令和2年度	令和3年7月20日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
水産資源研究所	令和元年度 令和2年度	令和3年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査

(8) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
土木部	令和2年度	令和3年10月15日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
県北建設事務所	令和2年度	令和3年8月5日	星 公正	高橋 宏和	実地監査

(9) 出納局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法

出納局	令和2年度	令和3年9月17日	星 公正	高橋 宏和	実地監査
-----	-------	-----------	------	-------	------

(10) 議会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
議会事務局	令和2年度	令和3年10月13日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(11) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
教育庁	令和2年度	令和3年9月14日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査
平工業高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年7月20日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
県北教育事務所	令和元年度 令和2年度	令和3年7月30日	星 公正	高橋 宏和	実地監査
会津教育事務所	令和元年度 令和2年度	令和3年8月3日	星 公正	高橋 宏和	書面監査
博物館	令和2年度	令和3年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査

(12) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
警察本部	令和2年度	令和3年10月14日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
福島警察署	令和2年度	令和3年8月5日	星 公正	高橋 宏和	実地監査

(13) 監査委員

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
監査委員事務局	令和2年度	令和3年10月14日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

(14) 人事委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
人事委員会事務局	令和2年度	令和3年10月12日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

(15) 労働委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
労働委員会事務局	令和2年度	令和3年10月11日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 総務部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
総務部	・公益財団法人に管理を委託している物品について、使用不能となった物品を廃棄した事実を把握することができず、不用決定の手続をしていない。

(2) 危機管理部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(3) 企画調整部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
企画調整部	・「福島県スマートコミュニティ構築支援事業補助金審査委員会」の委員に対する報償費について、3か月以上遅延して支払っている。

(4) 生活環境部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
生活環境部	<p>・事務事業の執行体制に適切を欠いているため、財務の執行及び事業の管理に重大な影響を与えているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>令和元年度の以下の委託事業において、担当者が上司に相談せず委託事業者に対し業務の一旦中止を指示するとともに、中止を指示した業務を含む実績報告書の提出を求めた。</p> <p>担当課では、組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、事業の一部が未完了であることを把握しておらず、仕様書に定める業務が完了していないにもかかわらず、履行確認(検査)において適正であると審査及び確認し、令和2年5月18日に令和元年度の委託料全額を支払っている。</p> <p>このことにより、業務の中止指示に伴い追加費用が発生するとともに、同年8月に担当職員が決裁を受けずに新たにパンフレットの作成等を指示していた事実が判明し、これらの費用を同年12月25日に令和2年度予算により支出している。</p> <p>1 令和元年度委託事業</p> <p>事業名 来て。撮って！自然公園ビューポイント整備・プロモーション事業</p> <p>契約金額 25,700,000円</p> <p>契約期間 令和元年6月25日から令和2年3月31日まで</p> <p>事業内容 自然公園の優れたビューポイントの選定、案内板の作成及び設置、パンフレットの作成等</p> <p>2 令和2年度における追加支出</p> <p>(1) 業務の中止指示に伴う追加費用</p> <p>パンフレット保管用倉庫使用料 475,200円</p> <p>(2) 決裁を受けずに作成等を指示した代金</p> <p>パンフレット追加作成(1,020部) 209,000円</p> <p>案内板追加作成(15個) 832,890円</p> <p>案内板設置(3か所) 66,000円</p>

	計 1,583,090円
	(是正又は改善の意見) 事務事業の執行に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

(5) 保健福祉部

ア 監査した結果、次の3件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県指定難病審査会の委員に対する報酬について、3か月以上遅延して支払っている。 ・特定疾患医療受給者台帳管理システムの賃借料について、契約書では毎月支払うこととなっているにもかかわらず、令和2年8月分から令和3年3月分を令和3年5月に一括して支払っている。 ・社会福祉法人に対する保護施設事務費負担金について、平成28年度から令和元年度分で過払いが生じている。

(6) 商工労働部

ア 監査した結果、次の3件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者情報が含まれる中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の実績報告書を令和3年1月に特定記録郵便として受け取った後に紛失している。また、個人情報が含まれる高齢者就業拡大支援事業の業務委託についての簿冊を令和3年2月に紛失している。 ・昨年度の定期監査において、口頭指導とした超過勤務手当の不足払い及び旅費の過払いについて、今年度の職員調査時においても追給及び返納処理を行っていない。 ・「福島県インバウンドアドバイザー会議」の委員に対する報償費について、開催日から3か月以上遅延して支払っている。また、委員1名について、誤って同姓同名の別人の預金口座に支払っている。

(7) 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(8) 土木部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項						
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の家賃算定に著しく適正を欠いているものがある。(事実) 県営住宅の家賃の算定に当たり、算定基礎となる施設・設備の設置・改修等があった場合の、各建設事務所から建築住宅課への報告又は建築住宅課による家賃の改定処理が漏れたことから、1,040戸について誤った家賃により収入され過不足が生じている。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">過大徴収</td> <td style="padding-left: 10px;">768戸</td> <td style="padding-left: 10px;">28,281,117円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">過小徴収</td> <td style="padding-left: 10px;">272戸</td> <td style="padding-left: 10px;">6,295,904円</td> </tr> </table>	過大徴収	768戸	28,281,117円	過小徴収	272戸	6,295,904円
過大徴収	768戸	28,281,117円					
過小徴収	272戸	6,295,904円					

	(是正又は改善の意見) 県営住宅の家賃算定に当たっては、関係機関の連携やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。
--	---

(4) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
土木部	・昨年度の定期監査において、大峠トンネルの管理費用に係る負担金の調定時期に適正を欠いているため改善を求めたが、当該年度の3月31日までに納入する旨を協定で定めているにもかかわらず、令和2年度においても令和3年3月31日に調定し、納期限を同年4月23日としており、改善されていない。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(9) 出納局

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(10) 議会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(11) 教育委員会

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、3件の指導事項について是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項														
会津教育事務所	<p>・支出事務について、チェック体制が機能しておらず、事務処理に適正を欠いているものが多くみられる。</p> <p>(事実)</p> <p>組織内の情報共有や進捗確認が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、支払が遅れているものがある。</p> <p>1 臨時的任用職員等の社会保険料11,291,601円(平成31年3月分)について、令和元年5月7日までに支払うべきところ、担当者が明細書を紛失し再交付までに時間を要したことにより、本庁で支払い処理を行い、同年5月20日に支払っている。</p> <p>2 賃金支弁職員の賃金(平成31年3月分)について、平成31年4月8日に支給すべきところ、同月15日に支給している。</p> <p>3 令和2年2月に購入した次の物品について、同月中に請求書を受領していたにもかかわらず、担当者が支払いを失念し、同年12月22日に支払っている。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>有限会社甲</td> <td>プリンタ用インク</td> <td>外</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>株式会社乙</td> <td>指導書</td> <td></td> <td>20,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>30,000円</td> </tr> </table> <p>4 「食習慣・肥満等の健康教育に係る専門家派遣事業」(令和元年6月25日開催)の講師に対する報償費及び旅費について、令和元年10月15日に支払っている。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>報償費等</td> <td>11,675円(令和元年11月11日源泉所得税納付済)</td> </tr> </table>	有限会社甲	プリンタ用インク	外	9,100円	株式会社乙	指導書		20,900円			計	30,000円	報償費等	11,675円(令和元年11月11日源泉所得税納付済)
有限会社甲	プリンタ用インク	外	9,100円												
株式会社乙	指導書		20,900円												
		計	30,000円												
報償費等	11,675円(令和元年11月11日源泉所得税納付済)														

	(是正又は改善の意見) 支出事務に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。
--	---

(イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校統合型校務支援システム改修業務委託契約について、契約保証金を納付させないまま契約を締結している。また、当該契約に係る支出負担行為について、出納機関の事前確認を受けべきところ事後確認となっている。さらに、単独随意契約とする根拠に誤りがある。 ・ 会計年度任用職員の報酬等について、誤って同姓同名の別人の預金口座に入金している。 ・ 「第2回教科用図書選定審議会」の委員の報酬について、3か月以上遅延して支払っている。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(12) 公安委員会

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年3月19日実施の浄化槽設備の修繕料について、令和2年4月に請求書を受理したにもかかわらず、同年7月に過年度支出している。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(13) 監査委員

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(14) 人事委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(15) 労働委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)